

令和3年度第7回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年10月25日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年10月25日(月) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第13号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …… 4件

(2) 報告案件について

【報告第16号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 1件

【報告第17号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 4件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

収穫の秋を迎え、稲刈り始め農作業が忙しい時期です。日没もめっきり早くなり、朝晩は気温が下がってくる季節ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

それでは只今より令和3年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は11番 後藤章正（ごとう ふみまさ）委員と14番 樋口委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第13号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 4件

（2） 報告案件について

【報告第16号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 1件

【報告第17号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 4件

（3） その他

それでは、【議案第13号】農地法第5条の規定による許可申請4件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第13号、R3-10番をご覧ください。

申請地は、_____番で登記畑・現況雑種地で面積は_____㎡です。受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場の予定です。

申請者は、清須市内に事務所を置く法人です。現在4台ほどの駐車スペース確保しておりますが、駐車場が不足し路上駐車が頻発するようになりました。路上駐車をしている道路は道幅が狭く、子どもの通行が多いく非常に危険であるため、早急に解決する必要があり、市街化区域にて土地を探しましたが、周辺は市街化調整区域であるため最適な土地が見つからず、本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域ある農地に近接する農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山内委員になります。

山 内 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

次の案件について事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第13号、R3-11番をご覧ください。

申請地は、_____番、_____番で登記、現況共に畑となっており面積は合計 _____㎡です。受人及び渡人は議案書のとおりです。資材置場を目的とした申請です。

申請者は、平成27年頃から清須市内の市街化区域にて本店及び資材置場をかまえ、足場材を管理・保管しています。

足場材を作業現場へ運ぶため、運搬用のトラックに単管パイプなどの資材を積み込みますが、鉄同士がぶつかり合う音でかなりの騒音となります。そのため、付近の住民からの苦情が絶えずあり、警察から作業時の音に関して注意を受けております。また、本店の周辺で宅地造成あり、若い世代や子どもが増えていくことが予想され、今後が起きてしまう可能性が高くなると判断し、移転することを決断しました。

申請地は、付近に住宅がないため、騒音によるトラブルや事故の危険性が低いと考えられ、土地所有者より承諾を得たため本申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域nある農地でその規模が概ね10ha未満であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

- 会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は後藤章委員になりますが
- 樋 口 委 員 特に問題ありません。
- 会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。
続いての案件について事務局に説明を求めます。
- 事 務 局 議案第13号、R3-12番をご覧ください。
申請地は、_____番で登記・現況共に畑で面積は___m²です。受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場を目的とした申請です。
申請者は、清須市内に本社をかまえ車の販売・修理を行っている法人です。
現在本社の西側に駐車場を確保しておりますが、インターネットや雑誌に店舗が掲載されたことにより、展示車両や整備待ちの販売車両が増加し、従業員用の駐車場が慢性的に確保できない状態となっており、来客者用駐車場に駐車せざるを得ない状況となっております。これにより、来客者が路上駐車する事態も増え、近隣より苦情が入ることもあるため、不足分の駐車場の確保が急務の課題となっております。
本社近隣の市街化区域にて土地を探しましたが契約には至らず、本社から約200mに位置する市街化調整区域の申請地について、土地所有者より承諾を得たため本申請に至りました。
申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域ある農地に近接する農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）-b-（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。
以上で説明を終わります。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は私になりますが、特段の問題はありません。
他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として

て、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

次の案件に説明について事務局より説明を求めます。

事 務 局

議案第13号、R3-13番をご覧ください。

申請地は、_____番で登記田・現況畑で面積は____m²です。受人及び渡人は議案書のとおりです。一時的な資材置場を目的とした申請です。

申請者は、稲沢市にて土木建築設計施工業を営む法人で、清須市発注の公共下水道污水管整備工事を請け負っています。

来年1月より管理設工事に着手するにあたり、工事車両や資材、掘削により発生する土砂を置く場所を確保する必要があり、工事現場付近にて土地を探していたところ、土地所有者より承諾が得られたため本申請に至りました。

申請地の登記簿は田ですが、現況は畑として埋めたてしており、現在は作付け等されておられません。

また、登記簿上の土地所有者は本年7月に亡くなられており、相続手続きが済んでいないため、法定相続人4名より土地利用についての同意を得ています。

申請地は、農業振興地域農用地区域内農地ではありますが、一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものであると判断されるため許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は加藤委員になりますが。

加 藤 委 員

問題ございません。

会 長

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

続きまして、【報告第16号】農地法第4条第1項第8号の規定に

よる届出および【報告第17号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 16、_____番で登記・現況ともに畑です。

こちら中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出は以上になります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げさせていただきます。

番号 62_____番、登記現況共に畑、_____番は登記宅地、現況畑です。

こちら岩田委員の案件になります。

岩田委員 _____番についてですが、こちら登記が宅地になっていると思うのですが、農地転用の手続きは必要になるのでしょうか。

事務局 農地法では現況主義であるため、登記簿上宅地であっても、現況が畑として利用されておりますので、農地転用が必要となります。

酒井委員 事務局の言うように農地法は現況主義をとっております。また、法務局での地目変更登記などの手続きの際には、登記簿が宅地で現況が畑であっても、農業委員会の発行する書類が必要になりますので、農地転用は必要となります。

岩田委員 分かりました。現地については特に問題ございません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして番号 63、_____番で登記田、現況畑です。

こちら日下部委員の案件となります。

日下部委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

番号 64、_____番で登記田、現況雑種地です。

中野委員の案件になります。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

番号 65、_____番で登記田、現況畑です。

こちら日下部委員の案件になります。

日下部委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出は以上になります。

会長 では以上の件について、何か質問等ありませんか。

それでは、2 その他に移ります。

事務局は何かありますか。

2点ほど説明いたします。

まず1点目は、先日お送りしました生産緑地のあっせん依頼についてです。お送りした依頼文書とおりですが、生産緑地法第17条の2の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

生産緑地所有者の死亡又は故障により農業に従事することができなくなり、本市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第17条の2の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

このまま耕作希望者がいない場合、斡旋不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きとなります。

生産緑地については以上となります。

2点目は農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取についてです。

農業経営基盤強化促進法第6条第5項の規定に基づき「清須市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第7条において準用する第2条の規定に基づき農業委員会への意見を求めるものです。

この場で資料を確認していただくには内容がヘビーですので、後日資料を郵送いたしますので、ご意見がありましたら意見書を送付いただきますようお願いいたします。皆様の意見を集約し農業委員会の意見といたします。特にご意見等なければ返信を不要となります。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この2点について質問等ありますか。

(質問等なし)

それでは、次回開催について確認します。

次回の日時は令和3年11月25日、木曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしく申し上げます。

以上で令和3年度第7回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 2 0 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。